

あなたは大丈夫？

考えよう！インターネットと人権
〈三訂版〉



便利なインターネットも
使い方次第で思わぬトラブルが…

正しいルールと知識を身に付け、 人権尊重意識をもって、インターネットを利用しましょう!



目次 CONTENTS ➤

CHECK 「インターネットを使うとき、こんなことをしていませんか?」	2
ネットは便利だけど…	3-4
使い方を間違えると大変なことに!	5
① 無料通信アプリやSNSなどを使用したいじめ	6
② 児童ボルノ・リベンジボルノ	7-8
③ 個人情報の無断掲載	9
④ デマ・フェイクニュースの拡散	9
⑤ 著作権侵害	10
⑥ 性犯罪	11
コラム「SNSへの書き込みを発端とする凶悪事件が発生!」	11
コラム「インターネットの長時間利用が深刻化」	12
ネット被害から自分を守るために	13-14
ネットで相手を傷つけないために	15-16
フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守ります!	17-18
困った時には、一人で悩まず、相談しよう!	19-20
書き込みや写真、動画などの削除依頼について知りましょう	21-22
管理者やプロバイダに削除依頼する場合の手順	22
「STOP! ネットトラブルの歌」～中学生・高校生編～ 青森県警察	23

法務省委託

企画：法務省人権擁護局 ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

監修：藤川 大祐(千葉大学教育学部教授)

制作：公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目10番12号 KDX芝大門ビル4F

電話 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803 ホームページ <http://www.jinken.or.jp>



インターネットを使うとき、こんなことをしていませんか？

- 匿名だから何を書き込んでもいいと思っていませんか？
- 悪口や差別的な書き込みはしていませんか？
- うそやうわさを書き込んでいませんか？
- 暴力的な言葉を書き込んでいませんか？
- 安易に自分の写真や情報を載せていませんか？
- 知り合いの住所や連絡先を
無断で書き込んでいませんか？
- 心当たりのないメッセージに返信していませんか？
- 出處不明の情報を安易に拡散していませんか？
- 出会い系サイト・アプリを利用していませんか？
- ID、パスワードの管理をいいかげんにしていますか？
- よく確認しないまま、添付ファイルを開いていませんか？
- インターネット上の情報を
うのみにしていませんか？
- SNSで知り合った人と
1人で会おうとしていませんか？
- フィルタリングなしで
インターネットを利用していませんか？



その行為には
危険がひそんで
いるかも



ネットは便利だけど…

インターネットは、パソコンやスマートフォン、タブレットなどを使って簡単に利用できます。また、様々なアプリやSNSの活用でコミュニケーションの幅が広がります。

様々な人と交流ができる！

アプリやSNSを使っていろいろなテーマについて話したり、趣味の情報を交換したり、写真や動画を共有したり、様々な人々と交流することができます。



世界とつながっている！

世界中のWEBサイトにアクセスでき、ニュース、文化、趣味など、様々な分野で世界とつながることができます。



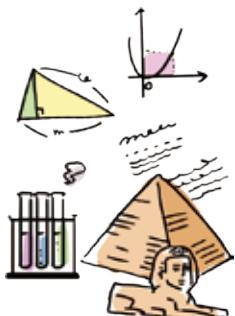
楽しみが広がる！

漫画、ゲーム、映画、ドラマ、ライブ映像や投稿された動画などを気軽に楽しめます。



勉強に利用できる！

様々な学習に利用でき、勉強の手助けをしてくれます。



豊富な情報を
簡単に集めたり、
私たちの意見や
気持ちを多くの人に
知ってもらうことが
できるけれど…。



障害のある人の行動範囲が広がる！

メールや読み上げソフトなどで、聴覚や視覚に障害がある人の意思疎通にも役立てられています。



自分の意見や作品を発表できる！

SNSなどを使い、意見や小説、音楽、動画など、自由に発表できます。



情報収集ができる！

短時間で、いろいろな情報を収集することができます。



でも便利と危険が
隣り合わせである
ことを忘れないで!!



それでは、

**インターネットと人権が
どのように関係しているか
考えてみましょう！**



このパンフレットを読んで考えよう!!

使い方を間違えると 大変なことに!

インターネットは、匿名で簡単に情報発信できたり、瞬時に情報を世界中に伝えられたりするなどの特長があり、便利な一方で、インターネットを悪用した人権侵害も毎年数多く発生しています（P.12参照）。使い方を間違えると、人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い方次第で、「加害者」にも、「被害者」にもなるおそれがあるのです。



大人になってから…

また、一度ネット上に流出した写真などの個人情報は、その時だけの問題にとどまりません。その情報は完全に削除できないことから、いつまでも残ってしまい、将来においても被害を受け続けることになります。特に、個人情報を掲載しやすいブログ、SNS及びそれらに連動したアプリには注意が必要です。

中高生が「加害者」又は「被害者」となった事例です。注意しましょう。

1 無料通信アプリやSNSなどを使用したいじめ

たとえば…

行き違いから発展したネットいじめ

無料通信アプリでメッセージを読んだにもかかわらず返信しなかったことがきっかけで、怒った親友がネット上に自分に対するイヤミ、悪口を繰り返し投稿し、そのうちクラス中から無視されるようになり、不登校になりました。



たとえば…

無料通信アプリにおける仲間外れや誹謗・中傷

無料通信アプリのグループから外されたり、再三にわたり、同級生からネット上に陰湿な悪口を書かれたりしました。また、書き込まれた悪口が拡散し、学校に行けなくなりました。最終的には、同級生を名指しして、「ネットに悪口を書かれ生きるのがツライ」と遺書を残して自殺しました。



ネットいじめの特徴は、情報があつという間に広がる、発覚しにくいなどがあります。

ネット上に書き込まれた誹謗中傷はすぐに広まり、いじめが拡大しやすいことから、人の心を深く傷つけ、時には命にかかるほどの深刻な事態になることがあります。

もし、インターネットなどでいじめを受けたら、一人で悩まず、学校や保護者などの信頼できる大人か、法務局(P.20)などに相談しましょう。

2 児童ポルノ・リベンジポルノ

たとえば…

児童ポルノ被害

あるバンドのファンの交流サイトで知り合った人から、裸の写真を送ってくれたらライブのチケットを譲ってあげると言われました。どうしてもライブに行きたくて、裸の写真を撮って送りましたが、その後すぐに相手と連絡がとれなくなってしまった、結局チケットは手に入りませんでした。しばらくして、その人が児童ポルノの犯罪で摘発されたことを知りました。



たとえば…

リベンジポルノ被害

交際していた彼氏に、裸の写真を撮らせてほしいと言われて、そのときはラブラブだったので言われるままに撮らせてしました。その後、彼氏と大げんかして別れることになり、しばらくして、当時彼氏に撮らせた自分の裸の写真がネット上で公開されているのがわかりました。



リベンジポルノは重大な人権侵害であり、犯罪です！

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットの掲示板などに公表する行為（いわゆる「リベンジポルノ」）が多数発生しています。このような行為によって、被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

平成26年「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」、いわゆるリベンジポルノ防止法が施行され、性的画像をネットに掲載する行為や、ネットに掲載させる目的で第三者に渡す行為は、公表罪や公表目的提供罪に問われることになりました。

公表罪

第三者が撮影対象者を特定できる方法で、私事性的画像記録（物）を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者

- 例 インターネットに公表、写真のばらまき行為など



3年以下の懲役 又は
50万円以下の罰金

公表目的提供罪

公表させる目的で、私事性的画像記録（物）を提供した者

- 例 インターネットに公表させる目的で、特定の者に画像を提供する行為など



1年以下の懲役 又は
30万円以下の罰金



注意!!

ネットによる性的被害の
きっかけとなるツールの変化

青少年にとって深刻な人権侵害である性的被害のきっかけは、かつては、出会い系サイトが主なものでしたが、近年、より身近に感じられる、SNS等に変化しています。楽しいコミュニケーション手段であるはずのサイトやアプリですが、利用する際には、危険な犯罪に巻き込まれることがないか、注意を怠らないことが重要です。

③ 個人情報の無断掲載

無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することはプライバシーの侵害にあたります。

たとえば…

ネット掲示板に、あるクラスメイトのことを本人に無断で「彼女募集中!」と書き込み、そのクラスメイトの顔写真やアドレス、電話番号、住所を掲載しました。

そのクラスメイトが、心当たりのないメールが多量に届くようになったことを不審に思い学校に相談したところ、書き込みが原因であったことが判明し、学校から、無記名であっても、書き込みをした人は特定されること、軽はずみな書き込みが、違法行為や危険を招くことにつながることなどについて、厳重な指導を受けました。



④ デマ・フェイクニュースの拡散

事実と異なる偽の情報を、安易に信じてSNSでシェアした結果、本来は無関係な人々が誹謗・中傷を受けるなど、重大な人権侵害を引き起こすことがあります。

たとえば…

ある事件の容疑者の身元について、誤った情報がネット上で拡散され、それを信じた人々から、容疑者とは無関係の人に対する誹謗・中傷が繰り返されました。



5 著作権侵害

他人が作った著作物（映像・写真・音楽・小説など）を無断でインターネット上に掲載したり、販売又は有料配信されている音楽や映像が違法配信されている場合に、そのことを知りながら「違法ダウンロード」したりすることは、著作権の侵害になり、刑罰の対象となります。

たとえば…

市販の人気アニメ作品を違法にダウンロードし、ネット上の動画共有サイトへアップロードしたところ、それに気付いた著作権者から直ちに削除の依頼が出されました。しかし、投稿はネット上で不特定多数の者に閲覧され、動画の再生による被害総額は数十億円に上り、著作権法違反の容疑により警察に逮捕されました。



6 性犯罪

最近は、SNS等を経由して知り合った異性により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまうケースもあります。

たとえば…

SNSを通じて成人男性と知り合い、いろいろ話を聞いてもらううちに親しくなりました。その後、男性から「会いたい」と言わされたので、実際に会うことになりました。そして、彼の車でドライブに行ったのですが、人気のないところに連れて行かれ、無理矢理わいせつな行為をされました。



SNSへの書き込みを発端とする凶悪事件が発生!

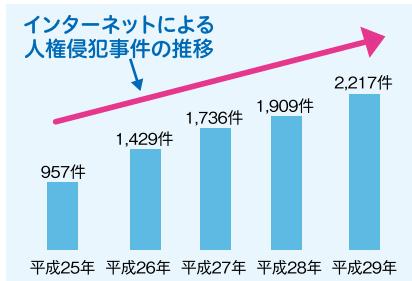
SNSに悩みを投稿した若者を言葉巧みに誘い出し殺害したとみられる、極めて残酷で凶悪な事件が発生しました。SNSに書き込んだ悩みをきっかけに、「悩みを聞くから会おう」などと言って誘い出すような情報には十分に注意しましょう。

いじめや虐待などのお悩みには、法務局の窓口(p.20)でもご相談を受け付けています。



このように、インターネットは、使い方次第で、思わぬ方向に被害が拡がってしまったり、悪質な犯罪に巻き込まれる危険が潜んでいます。

自由に意見や情報を発信・収集できるインターネットにより、表現の自由や知る権利を、より一層享受できるようになった一方で、気付かぬうちに、自分の人権が侵害されたり、他の人の人権を侵害したりするかもしれないことを忘れてはいけません。



COLUMN

インターネットの長時間利用が深刻化

近年、中高生によるパソコンやスマートフォンでのWebサイト・動画・ネットゲームや、SNSの接触時間の急増などによる生活リズムの乱れが指摘されています。インターネットを長時間利用することによる弊害は、健康への悪影響ばかりではなく、学習時間の減少による学力の低下へとつながってしまいます。

インターネットを利用する際には、利用時間を制限するルールを設けるなど、生活習慣のリズムを乱さないよう心がけましょう。

たとえば…

多人数が同時参加してネット上の仲間とチームを組んで敵と戦う、人気のオンラインゲームを友人から紹介してもらいました。最初は、夜寝る前の少しの時間にゲームに参加していただけでしたが、チームを組んで戦うため途中で抜けると仲間に迷惑をかけるという思いから、深夜まで続けるようになっていきました。ゲームで敵を倒すことで達成感を得るようになったほか、活躍すれば仲間から賞賛されることが心地よくなり、睡眠時間をほとんど取らずゲームに没頭しました。そのうち、朝起きられなくなり、生活も乱れ不登校となりました。



ネット被害から 自分を守るために

私たちの生活を便利で豊かなものにしてくれるインターネットですが、使い方についての知識やモラルが不十分だと、思わぬトラブルに巻き込まれたり、人権侵害を受けたりする可能性があります。また、インターネット上で一度発信した情報については、完全に削除することが難しいので十分注意しましょう。

最近では、SNSや無料通信アプリによるトラブルが発生しており、深刻な事件につながることもあります。日頃から、ネット上での情報収集や情報発信には責任を持ち、怪しいサイトにはアクセスしないなど、自分から危険に近づかないようにすることが大切です。



しっかり 守ろう!

身に覚えのない請求には
絶対に料金を
払わない!



知らない相手からのメールや
件名・内容などが
おかしなメールの
添付ファイルは
開かない!



心当たりのない
メッセージへの
返信はしない!



“モデル”や“プレゼント”
などの誘い文句に、
むやみにのらない!



怪しいサイトで
買い物は
しない!



情報をうのみにしない!
X 懸賞で当選
しました!!

ネットで
知り合った人
には、安易に会わない!



安易に自分の写真や
個人情報を
載せない!



GPS情報や写真の
背景などにより
場所・住所が発覚!!



むやみに実名で
登録しない!



姓 **山田** 名 **太郎**

ID、パスワードなどを
他人に教えない!
同じパスワードを
複数のサービスで
使用しない!

ID

rrr

パスワード

rrr



無料登録
はコチラが!!



“無料”だから
といって安易に
登録しない!

おかしいなと
思ったら、
すぐに保護者や
先生などに相談!



ネットで 相手を傷つけないために

ネットの向こう側にも、あなたと同じ人間がいます。ネット上の匿名性などを悪用し、相手を傷つけるような書き込みは許されません。匿名の書き込みも、調査をすれば、発信者を特定することが可能ですし、罪に問われることもあるのです。また、SNSなどへの何気ない書き込みが相手を傷つけ、取り返しのつかない事態を引き起こしかねません。

顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れず、配慮を持ってインターネットを利用しましょう。



ネット上の人権侵害についてもっと理解を深めたい人は…



タレントの高橋みなみさんがナビゲーターを務め、インターネットを利用する上での危険性や安全な利用方法等をドラマ形式で紹介しています。

YouTubeで
公開中

啓発ビデオ インターネットと人権

検索



相手のことを 考えて!

他人の悪口や
差別的な内容は
書き込まない!



根拠のない
うわさ話は、
載せない!



出処不明の情報を
安易に拡散しない!



人が写っている写真や動画は
勝手に掲載しない!

※写真によっては位置情報を悪用される場合もある
ので掲載注意。
※GPS機能も含め、複数の情報をつなぎ合わせると
個人を特定できる場合があるので要注意。

使用する
言葉に注意!
暴力的な言葉は
ゼッタイNG!



知り合いの
連絡先や
住所など
個人情報を
無断で載せない!



雑誌や書籍に
載っている
マンガ、写真、
記事などを
勝手に掲載しない!



他人の
書き込みを
“あおる”
書き込みを
しない!



無許可の
掲載NG!

フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守ります!

「フィルタリング」は必要です!

有害な情報から皆さんを守るために有効な手段として「フィルタリング」があります。平成29年に改正された「青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」では、携帯電話の事業者は青少年利用者に対し、フィルタリング措置を行うことが義務付けられています。スマホを購入する際には、お店の人に相談し、年齢や判断力に応じた適切なフィルタリングサービスを必ず利用しましょう。

インターネットを使用する際には、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、家族とよく相談し、自分の年齢と判断力にふさわしい「フィルタリング」の設定がされているか、きちんと確認することが大切です。

スマートフォンなどを新規契約または機種変更する場合

- ・新規契約時には、18歳未満であることを伝えよう。
- ・お店の人からフィルタリングの説明を受けよう。
- ・お店の人や保護者と相談し、年齢に合った適切なフィルタリングを設定してもらおう。

既にスマートフォンなどを利用している場合

- ・年齢や使い方、判断力に応じたフィルタリングサービスを必ず利用しよう。

携帯電話会社が提供しているフィルタリングサービスの一例



子どもの学齢にあわせた制限レベルが自動で設定できる。

子どもの利用状況にあわせて、保護者がカスタマイズ設定できる。

アプリが使えない時間等を設定でき、スマートフォンの使いすぎを防ぐことができる。



一時的に家族の端末を使う場合や、いわゆる格安スマホなどの利用の際にもフィルタリングを忘れずにね!

インターネットと人権について話し合おう!

インターネットを安心して利用するために、人権意識やモラルについて普段から保護者や友達と話し合い、トラブルに巻き込まれることのないよう、注意し合いましょう。



家庭でルール作りをしよう!

ルールを守ることは、自分を守ることにつながります。インターネットを利用する時は、家族で話し合ってルールを作り、安全で有意義なインターネットの利用に役立てましょう。

【ルール作りのポイント】

- 利用時間、場所、利用目的などを確認する
- 相手への思いやり、配慮などを取り入れる
- 身近な人権について意識する
- 必要に応じ、ルールの見直しを行いながら、常に問題の共有ができるよう工夫する



スマートフォンなどの使用上のマナーを確認しよう!

スマートフォンなどを歩きながら使用して、画面に釘付けになっていたために、他の人に迷惑をかけたり、スマートフォンを操作しながら自転車を運転し、思わぬ事故に繋がったりといったケースが多発しています。周りのことを考え、マナーを守って、危険な事故を未然に防いでいくことが、みんなの人権を守ることにもなります。楽しく安全で、安心な生活を送るために、スマートフォンなどの使い方のマナーについて、家族の間で確認しておきましょう。



困った時には、 一人で悩まず、相談しよう!

すぐに、信頼できる大人に相談しよう!

インターネット上で自分の悪口が書かれていたり、自分の写真が無断で掲載されたりしたら、保護者や先生など信頼できる大人に相談し、適切な対処方法について考えましょう。

法務局・地方法務局には相談窓口があります!

もし、保護者や先生に相談できなかつたり、どうしたらよいか迷つたら、最寄りの法務局・地方法務局の相談窓口に相談できます。全国の法務局・地方法務局では、削除依頼の方法の助言を行うほか、被害者自らが被害の回復や予防を図ることが困難な場合、プロバイダへの削除要請なども行っています。相談の際には、控えておいたURLや掲載内容、掲載された誹謗・中傷により、どのような問題が起こっているのかなど、具体的な被害を書いたメモなどを用意しておきましょう。



発信者情報の開示請求

誹謗・中傷やプライバシーを侵害する書き込みがされた時は、プロバイダ責任制限法などに基づいて、プロバイダやサーバの管理者などに対し、書き込みをした人（発信者）の情報開示を請求することができます。詳しくは、お近くの法務局・地方法務局にお問い合わせください。



犯罪に巻き込まれそうな場合には、 迷わず警察に相談しましょう。

相談する際には、掲載内容を印刷したものなどが証拠となります。当該掲載箇所のURLと共に、最寄りの交番・警察署に持参してください。



法務局への相談(削除要請など)の流れ

法務局 地方法務局



警察

名誉毀損等犯罪の処罰を希望する場合
警察署、各都道府県警本部の相談窓口
などをご案内

②助言



保護者・先生

②助言 相談者が自分で削除依頼を
したい場合

プロバイダ等への削除依頼
等具体的方法をアドバイス

①相談



被害を受けたあなた

①相談



プロバイダ

サーバ管理者・運営者など

③削除依頼



発信者
(加害者)

④削除要請

相談者が自分で削除依頼する
ことが困難な場合又は相談者
が自分で削除依頼したが応じ
てもらえなかった場合

法務局において書き込みの違
法性を判断した上で、プロバイ
ダ等へ削除要請

※強制力を伴わない任意

の措置となります。

法務局の削除要請に
応じてもらえなかつた
場合

裁判所に削除の仮処
分命令の申立てをす
る方法をご案内

※法務局が申立てを代行
することはできません。相
談者ご自身で申し立てを
するのが困難であれば、
弁護士等に相談してくだ
くことが考えられます。

- インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

<http://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談

検索



左のQRコードを携帯電話のバーコードリーダーで
読み込むと簡単に接続できます。

- 子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

電話 0120-007-110(ゼロゼロなどのひゃくとおばん)

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

- みんなの人権110番(全国共通)

電話 0570-003-110(ゼロゼロみんなのひゃくとおばん)

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

- 女性の人権ホットライン(全国共通)

電話 0570-070-810(ゼロナナゼロのハートライン)

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

書き込みや写真、動画などの削除依頼について知りましょう

SNSやサイトなどで、誹謗・中傷などにあたる悪口や写真、動画などが掲載された場合、管理者や、プロバイダなどに、削除の依頼をすることができます。



⚠ 削除依頼する場合の注意事項

誹謗・中傷にあたる書き込みや動画などが掲載されている掲示板のURLやアドレスを控え、該当する画面や動画は、保存しておきましょう。

印刷ができない携帯専用の掲示板やアプリなどの場合は、カメラなどで撮影し保存しておきましょう。



削除依頼をする場合のリスクについても考えておきましょう。

削除依頼をしたことが公表されるタイプの掲示板では、削除依頼をしたことにより、書き込みなどの内容に再び注目が集まり、冷やかしや、なりすましの書き込みが増え、結果的に被害が拡大してしまう可能性も考えられます。

また、掲示板によっては、削除依頼をした人の氏名やメールアドレスなどの個人情報が掲載されてしまう場合もあります。

削除を依頼するかどうかや、その際に個人情報を入力するかどうかは、自分で判断せず、保護者に相談するなどして慎重に判断しましょう。もし自分で対応することが不安なときは、法務局・地方法務局の相談窓口に相談しましょう。

管理者やプロバイダに削除依頼する場合の手順（一例）

削除依頼する場合、一般的には、まず掲示板などの管理者に削除依頼を行います。管理者に削除依頼しても削除されない場合には、次の段階として、その掲示板を提供しているプロバイダに削除依頼を行いましょう。ここでは、一般的な削除の例をご紹介します。

削除の流れ

- ① 詐謗・中傷が掲載されている掲示板のアドレス(URL)などを確認します。
- ② 掲示板のトップページにある「管理者へのお問い合わせ」や「利用の規約」などのページから、削除依頼専用ページ又は連絡先を探します。
（掲示板内に書かれた「削除依頼」と表記されたリンクボタンをクリックすると、掲示板サービスを提供している管理業者などの削除専用ページなどにアクセスできます。）
- ③ プロバイダに削除依頼をするためのページが表示されたら、必要事項をフォームに従って入力します。
- ④ 内容をもう一度確認し、「削除の実行」をクリックします。

掲示板削除依頼専用ページ（一例）

掲示板削除依頼フォーム

氏名 ○○○○○

URL http://~

掲載箇所名 ○○○○○○○

削除理由:当該掲示板に、個人を誹謗・中傷する書き込みがなされ、当事者が学校でいじめを受けるなどの問題に至っております。今後もこのような掲示が継続し、書き込みが繰り返されると、当事者の精神的な苦痛が重なり、取り返しが困難な状況を招きかねませんので、早急な削除を行っていただきますようお願いいたします。

※削除依頼への対応は、掲示板の管理者やプロバイダにより異なります。

『STOP! ネットトラブルの歌』

～中学生・高校生編～

2番

青森県警察「心のネット強化事業」

友達に見せたくて
「いいね」とか「ふあぼ」のために
頑張りすぎてどうする そこで燃えてどうする

なんかムカついて
憂さ晴らしに書き込んだコメントで
だれかを苦しめて満足 そんなことで心満たすの

時間は巻き戻せないから 想像してみて
ネットで広がる悪意 悲しいよね
タイムラインが批判でいっぱい

そう、hold on
部屋で一人つぶやいても 世界が見てるということなんだ

(だから)

ちょっと待って ブレーキかけて
やる気の使いどころは もっと別のところじゃない?

(だから)

ちょっと待って 落ち着いて
誰かを傷つけるために 買ったスマホじゃない

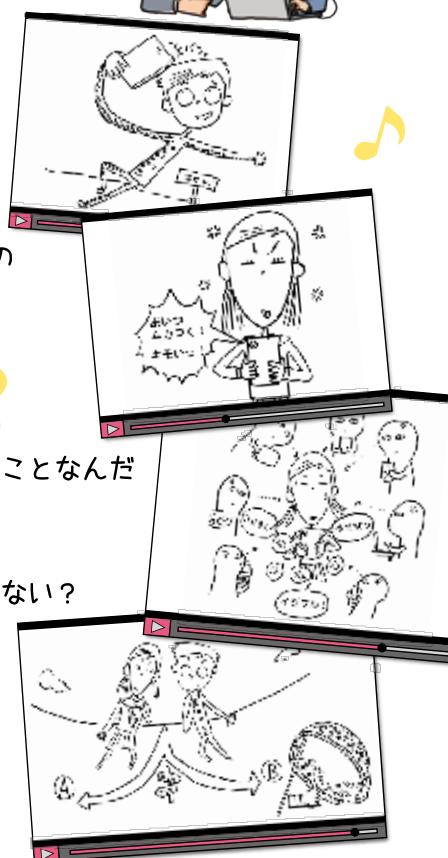
B 人生は選択の連続らしい
耳をすませば 選ぶべき道がわかるはず

人生は選択の連続らしい
楽しくネットしたいなら このこと覚えておいてほしい♪

STOP ネットトラブルの歌

<https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/kouhou/doga27/doga2.html>

※ご利用の環境によっては、画像が表示されない場合がございます。



考えよう 家族みんなで スマホのルール

私たちは子供たちの

情報モラル育成に取り組みます



法務省人権擁護局



文部科学省

人権ライブラリーのご案内

電話 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954

人権ライブラリーでは、人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルなどの収集・貸出を行っています。人権についての様々な事を調べたり学習することができます。

人権ライブラリー

<http://www.jinken-library.jp/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。